

防災拠点建築物の耐震化により、地震による崩壊・倒壊を防ぐ

【対策】9 住宅・建築物の耐震化による地震対策

対策概要：住宅・建築物の耐震改修に対する補助等を引き続き重点的に行うことにより、中長期的に住宅・建築物の耐震化を促進する。

府省庁名：国土交通省

【事例】袖ヶ浦市庁舎耐震改修事業

- 実施主体：千葉県袖ヶ浦市
- 実施場所：千葉県袖ヶ浦市
- 事業概要：旧耐震基準で建築された袖ヶ浦市庁舎の耐震診断を実施したところ、耐震性が不足していることが明らかになった。本建物は防災拠点建築物でもあるため、早急な対策が必要であり、耐震改修を実施した。
- 事業費：15.9億円
- 効果：近い将来における発生の切迫性が指摘されている南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、耐震診断により耐震性不足が判明した防災拠点となる庁舎について、枠付き鉄骨ブレース補強等により耐震改修を行い、耐震性を確保したことで、地震時の建築物の崩壊・倒壊を防止し、職員や来庁者の安全を確保するとともに、防災拠点としての機能継続性が向上した。
 工事中も通常業務を継続するため、敷地内に先に新設した別庁舎や別施設に一時的に事務室を移転することで、職員や来庁者の工事建物への立ち入りを無くし、約1年間、耐震改修を実施した。



建物概要

建築物：庁舎
 構造：RC・SRC造
 規模：7階、地下1階
 延面積：6,469 m²
 建築年：昭和55年

耐震改修
(枠付き鉄骨
ブレース補強)

外壁開口部に枠付き鉄骨ブレースを設置することで、採光・通風を確保しながら、耐震性を向上させた。